

大池公園ボランティア活動実施要項

1 目 的

この要項は、東海市施設管理協会が指定管理者として管理運営する大池公園におけるボランティア活動について、必要な事項を定め、市民の公園に対する愛護精神の啓発を図るとともに、公園内の環境美化及び公園管理における市民参加・協働を推進し、より一層の公園利用の向上を図ることを目的とする。

2 定 義

- (1) ボランティア活動とは、その自由意志に基づき、この要項を理解したうえで、無償で行う活動をいう。
- (2) 活動に対する報酬及び交通費は、原則として支給しない。また、自家用車等交通用具を使用の場合は、自己責任とし、協会は一切責任を負わない。

3 アダプトプログラム(公共施設の里親制度)の実施

このボランティア活動は、東海市の行う東海市アダプトプログラム実施要綱に基づき実施し、東海市施設管理協会がボランティア活動登録者を取りまとめて、市長に届出するものとする。

4 活動場所

大池公園内（池等危険個所を除く。）

5 活動内容

花植え（年2回6月11月予定）・除草・灌水、清掃（空缶・ごみ拾い含む）など

6 活動対象者

市内に在住、在勤、又は在学する高校生以上の者で、概ね月1回以上の活動が可能な者。個人・家族・団体など、活動人数は自由。

7 ボランティア登録

- (1) この要項に定める活動を行おうとする者は、登録届を提出するものとする。
- (2) 上記の登録事項に変更が生じた場合は、登録変更届を提出するものとする。
- (3) 登録を辞退する場合は、登録辞退届を提出するものとする。

8 登録者への支援

- (1) 活動に必要な物品（軍手、移植ごて等）は、適宜、支給又は貸出しするものとする。
- (2) 保 険 東海市社会活動災害補償保険を適用する。